第 4 期 平成21~23年度 (2009~2011年度)



練馬区

高齡者保健福祉計画介護保険事業計画



平成21年(2009年)3月



練馬区



計画策定の主旨

高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画は、高齢化が急速に進行する中、高齢者を取り巻く様々な課題に的確に対応し、高齢者が安全・安心で、いきいきと暮らせる社会を実現するため、区が目指すべき基本的な目標を定め、その実現に向けて取り組むべき施策を明らかにすることを目的として策定しています。

第4期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画では、第3期計画の基本理念等を継承しつつ、これまでの施策の実施 状況や新たな課題などを踏まえ、平成27年に至る中間の3年間(平成21~23年度)に取り組むべき施策を明らかに しています。

計画の位置付け

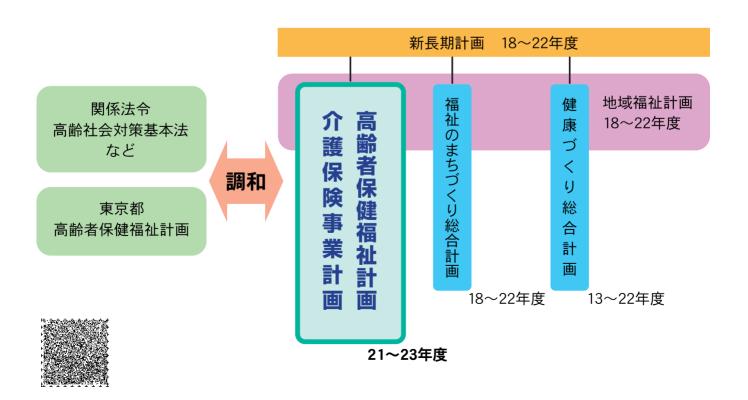
高齢者保健福祉計画は、高齢者の健康と福祉の増進を図るため、老人福祉法第20条の8の規定に基づき策定する計画です。また、介護保険事業計画は、介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を図るため、介護保険法第117条の規定に基づき策定する計画です。

区では、高齢者の保健福祉施策の総合的な推進を図るため、両計画を一体的な計画として策定しました。

他の計画等との関係

高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画は、区の長期的・総合的な計画である新長期計画(計画期間:平成18~22 年度)をはじめ、区が策定している他の関連計画との整合性を図っています。

また、関係法令や、都の計画との調和を図っています。





計画期間

計画期間は、平成21年度~23年度の3か年です。計画の最終年度の平成23年度に見直しを行い、平成24年度を計画の始期とする第5期計画を策定する予定です。



計画の推進・点検

計画の着実な推進のために

区民・関係機関・行政がそれぞれの役割を認識し、相互に連携するとともに、 目標を共有しながら協働で進めていきます。

計画の進捗状況点検のために

毎年度、区が実施している「行政評価制度」の活用や、公募区民・公益代表・ 医療関係者などから構成される「練馬区介護保険運営協議会」において、計 画の進捗状況の点検・評価を行っていきます。

計画の基本理念と基本目標

【基本理念】

1 高齢者の尊厳を大切にする

人間性が尊重され、高齢になっても、心身の機能が衰えても、要介護状態になっても、尊厳を保ち自分らしく 生活できる社会を目指します。

2 高齢者の自立と自己決定を尊重する

自らの意思や能力に応じ自立した生活が可能であり、自らサービスを選択・決定できる社会を目指します。

3 高齢者の社会参加と地域の支え合いを促進する

地域社会の一員として活躍でき、地域の人々が連帯し、ともに支えあう社会を目指します。

【基本目標】

● 高齢者が暮らしやすいまちをつくる

高齢者が社会の担い手として活躍できるように支援することや、生活機能の低下を補う サービスを提供することなどにより、一人ひとりの高齢者がいきいきと暮らすことができ る状態を目指します。



6つの基本施策・9つの重点課題

計画の基本理念・基本目標の実現に向けて、つぎの6つの基本施策を展開していきます。

また、第4期計画期間中に、重点的に取り組む必要がある課題を、9つの重点課題とし、解決に向けた積極的な施策の展開を図っていきます。

※第4期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画本編での該当項目の掲載ページを表記しています。本編もあわせてご覧ください。

6つの基本施策

多様な社会参加の促進

高齢者の健康を保持増進するために、また、高齢者の元気な力を活かし活力あふれる地域社会を築くために、高齢者の社会参加が促進されるよう取り組みます。 (本編73~80ページ)

健康の保持増進

健康で長生きするという「健康寿命」を延伸していく ため、高齢者自身が生活習慣病予防や介護予防などを実 践できるよう体制の整備に取り組みます。

(本編81~96ページ)



| 特定高齢者等への支援

要支援・要介護になる前から介護予防を推進するため、 地域支援事業(介護予防事業)の充実を図り、特定高齢 者の自立支援に取り組みます。

(本編97~102ページ)

要支援・要介護高齢者への支援

要支援・要介護の状態になった場合でも、できるだけ 住み慣れた地域で自立した生活を営むことができるよう、 介護保険サービスの充実とサービスを円滑に利用するた めの支援に取り組みます。

(本編103~114ページ)

マ 住まいの支援と医療・保健・福祉 の基盤整備

高齢者が自立し安心して生活できるよう、住まいづくりの支援や特別養護老人ホームなどの介護保険施設の整備等を通じて、医療・保健・福祉の基盤整備の充実に取り組みます。

(本編115~128ページ)

₩ 地域で支える仕組みづくり

地域の保健・医療・福祉の関係機関の連携のもと、必要なサービスの提供や、保健・医療・福祉に関する様々な相談に応じられる体制の整備に取り組みます。

(本編129~135ページ)



地域貢献につながる 社会参加の促進

高齢者が自らの希望や心身状況に応じ、知識や経験を 活かして社会参加を進め、いきいきと暮らすことができ る地域社会の実現を目指します。

【主な取組事業】

「情報発信の仕組みづくり」(本編79ページ)

2 「活動的な85歳」を目指した 健康づくりの促進

高齢者が健康づくりに自主的に取り組み、生涯にわたり元気で活動的に生活できる地域社会の実現を目指します。

【主な取組事業】

「練馬区健康いきいき体操の普及・啓発」(本編88ページ)

3 主体的に取り組む介護予防の推進

高齢者がいきいきと主体的に介護予防に取り組み、要 支援・要介護状態になりにくい地域社会の実現を目指し ます。

【主な取組事業】

「介護予防キャンペーン事業」(本編93ページ)

4 地域包括支援センターを中心と する相談支援体制の充実

地域包括支援センターの体制が強化され、相談支援体制が充実することにより、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活ができる地域社会の実現を目指します。

【主な取組事業】

「地域包括支援センターの整備」(本編106ページ)

認知症になっても安心して 暮らせる地域づくり

区民・関係機関・行政のネットワークで、認知症高齢者やその家族を支えることにより、認知症になっても安心して暮らせる地域社会の実現を目指します。

【主な取組事業】

「認知症高齢者支援ネットワーク事業」(本編114ページ)

介護人材の確保

介護サービス従事者が確保され、良質なサービスが安 定的に提供されることにより、要介護状態になっても安 心して暮らせる地域社会の実現を目指します。

【主な取組事業】

「介護人材育成・研修センターへの支援」(本編107ページ)

7 適切な介護保険制度の運営

適正で十分な給付を受けられる介護保険制度の運営を行うことにより、要介護状態になっても、住み慣れた地域で自立した生活を営むことができる地域社会の実現を目指します。

【主な取組事業】

「介護給付適正化推進事業」(本編108ページ)

8 高齢期の住まいづくり、 住まい方の支援

住まいの種類や世帯構成に関わらず、高齢期になって も住み慣れた地域で安心して暮らせる地域社会の実現を 目指します。

【主な取組事業】

「住宅施策ガイドの発行」(本編118ページ)

介護保険施設および地域密着型 サービス拠点の整備促進

介護保険施設・地域密着型サービス拠点の整備が促進されることにより、住み慣れた地域で安心して介護を受けられ、安心して介護ができる地域社会の実現を目指します。

【主な取組事業】

「介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)」 (本編120ページ)



計画の体系図

基本 基本施策 重点 課題 基本理念 目標 (1) 地域貢献につながる 多様な社会参加の促進 社会参加の促進 (2) 「活動的な85歳」を 2 1 目指した健康づくりの促進 3 高 餰 高齢者の自立と自己決定を尊重する高齢者の尊厳を大切にする Ⅱ 健康の保持増進 高齢者の社会参加と地域の支え合いを促進する 者 (3) 主体的に取り組む が 介護予防の推進 暮 6 U (4) 地域包括支援センターを中心と ■ 特定高齢者等への支援 ゃ する相談支援体制の充実 す こ (5) 認知症になっても安心して ま 暮らせる地域づくり ち N 要支援・要介護高齢者 を への支援 つ (6) 介護人材の確保 < る Ⅴ 住まいの支援と 医療・ (7) 適切な介護保険制度の運営 保健・福祉の基盤整備 (8) 高齢期の住まいづくり、 住まい方の支援 VI 地域で支える仕組み づくり 介護保険施設および地域密着型 サービス拠点の整備促進



第4期計画期間の介護保険料

第4期計画期間の3年間の第1号被保険者(65歳以上)の介護保険料は、つぎの方針に基づき設定しています。

- ① 保険料率の設定にあたっては、低所得者層に配慮する。
- ② 多段階制度を活用し、きめ細かな保険料段階となるようにする。
- ③ 平成20年度まで実施された、激変緩和措置の対象者の介護保険料について配慮する。
- ④ 介護保険給付費準備基金については、制度の趣旨に基づき積極的に活用する。
- ⑤ 介護従事者処遇改善臨時特例交付金については、制度の趣旨に基づき積極的に 活用する。

3年間の介護サービス総給付費等見込額のうち、約20%を第1号被保険者の保険料で賄いますが、介護保険給付費準備基金の取り崩しや、介護従事者処遇改善臨時特例交付金を活用することで、第1号被保険者が負担する介護保険料の基準月額を、第3期計画(平成18~20年度)と同額の3,950円に抑えています。

第4期計画期間中の介護サービス総給付費等見込額と第1号被保険者が負担する介護保険料の基準月額

(単位:円)

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	3年間の計	
予防給付サービス費	9億5,700万	10億3,000万	10億8,200万	30億6,900万	
介護給付サービス費	178億6,100万	183億5,600万	186億3,900万	548億5,600万	
施設サービス給付費	100億7,300万	112億 600万	114億6,300万	327億4,200万	
地域密着型サービス給付費	21億4,400万	25億9,300万	32億2,900万	79億6,600万	
地域支援事業費	9億7,400万	10億4,000万	10億7,800万	30億9,200万	
その他	18億9,700万	19億6,200万	20億2,300万	58億8,100万	
3年間の介護サービス 総給付費等見込額	339億 700万	361億8,700万	375億1,300万	1,076億 600万	
第1号被保険者の 介護保険料で賄うべき額	60億6,300万	62億1,000万	62億8,300万	185億5,600万	
第1号被保険者が負担する 介護保険料(基準月額)	3,950円				

[※]実際に徴収する介護保険料額は、その方の所得により変わります。第4期計画では、12段階に区分しています (次ページ表参照)。



[※]百万円単位で端数処理しているため、合計数値が合わない場合があります。

第4期 所得段階区分ごとの介護保険料

(単位:円)

段階	対 象 者	料率	年 額 (月額) [※]
1	・老齢福祉年金受給者で世帯全員が特別区民税非課税・生活保護受給者	0.5	23,700 (1,970)
2	世帯全員が特別区民税非課税で本人の課税年金収入額と 合計所得金額の合計が80万円以下	0.5	23,700 (1,970)
3	世帯全員が特別区民税非課税で第2段階に該当しない	0.7	33,180 (2,760)
特 4	・本人が特別区民税非課税で世帯の中に課税者がいる・本人の合計所得金額が80万円以下	0.8	37,920 (3,160)
4	・本人が特別区民税非課税で世帯に課税者がいる・「特4段階」に該当しない	1.0	47,400 (3,950)
5	本人特別区民税課税で合計所得金額が125万円未満	1.1	52,140 (4,340)
6	" 125万円以上 200万円未満	1.2	56,880 (4,740)
7	" 200万円以上 300万円未満	1.3	61,620 (5,130)
8	" 300万円以上 400万円未満	1.4	66,360 (5,530)
9	" 400万円以上 600万円未満	1.5	71,100 (5,920)
10	" 600万円以上 800万円未満	1.6	75,840 (6,320)
11	" 800万円以上 1,000万円未満	1.7	80,580 (6,710)
12	" 1,000万円以上	1.8	85,320 (7,110)

※(月額)は、年額を12ヵ月で除した場合の参考表示です(10円未満切捨)。 また、実際の徴収額は表記の金額と異なる場合があります。

発 行 練馬区 健康福祉事業本部 福祉部 高齢社会対策課

住 所 〒176-8501 練馬区豊玉北6-12-1

話 303-3993-1111 (代表)

電子メール koureitaisaku02@city.nerima.tokyo.jp



